

2024年版『ごうかく社労士』シリーズ＜追録＞

本追録は、2024年版ごうかく社労士シリーズ（ごうかく社労士基本テキスト、ごうかく社労士基本問題集、ごうかく社労士まる覚えサブノート、ごうかく社労士まる覚え一問一答）発刊後に公布・施行された法令等に基づく追補訂正等であり、本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である令和6年4月12日現在の法令を補う内容になっています。

株式会社 労務経理ゼミナール

〇●〇 主な改正の概要 〇●〇

【共通】

延滞金の割合の特例（徴収法、健保法、国年法、厚年法）（令和6年1月1日施行）

令和6年中の延滞金特例基準割合は、1.4%とされた。そのため、延滞金の割合は、実際には、「年14.6%→年8.7%」、「年7.3%→年2.4%」となる。

【労働基準法】

法令等の周知の方法（令和5年12月27日施行）

法令等の周知の方法のうち、「磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物」による方法が、「使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイル」による方法に改められた。なお、労働安全衛生法においても同様の改正が行われた。

【労働者災害補償保険法】

介護補償給付の額の改定（令和6年4月1日施行）

介護補償給付の額のうち、最低保障額が改定された。介護給付、複数事業労働者介護給付についても同様である。

【雇用保険法】

1 教育訓練給付の改正（令和6年4月1日施行）

特定一般教育訓練、専門実践教育訓練の事前手続について、「1箇月前まで」が「14日前」と改正された。

2 雇用安定事業の改正（令和6年4月1日施行）

労働移動支援助成金が早期再就職支援助成金に変更された。また、中途採用等支援助成金は削除された。その他所要の改正が行われた。

【労働保険の保険料の徴収等に関する法律】

1 労災保険率の改定（令和6年4月1日施行）

労災保険率表による労災保険率は、原則として3年に一度改定される。次の表は、令和5年度と比べ変更があった業種である（ごうかく社労士基本テキスト P442～443）。

事業の種類	事業の種類	改正前労災保険率	改正後労災保険率
林業	林業	60/1,000	52/1,000
漁業	定置網漁業又は海	38/1,000	37/1,000

	面魚類養殖業		
鉱業	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16/1,000	13/1,000
	採石業	49/1,000	37/1,000
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	62/1,000	34/1,000
	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5/1,000	6/1,000
製造業	食料品製造業	6/1,000	5.5/1,000
	木材又は木製品製造業	14/1,000	13/1,000
	パルプ又は紙製造業	6.5/1,000	7/1,000
	陶磁器製造業	18/1,000	17/1,000
	その他の窯業又は土石製品製造業	26/1,000	23/1,000
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5.5/1,000	5/1,000
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	10/1,000	9/1,000
	めっき業	7/1,000	6.5/1,000
	電気機械器具製造業	2.5/1,000	3/1,000
	その他の製造業	6.5/1,000	6/1,000
運輸業	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9/1,000	8.5/1,000
	港湾荷役業	13/1,000	12/1,000
その他の事業	ビルメンテナンス業	5.5/1,000	6/1,000

2 雇用保険率の改定（令和6年4月1日施行）

	雇用保険率	（うち雇用保険二事業に係る率）	負担割合	
			事業主	被保険者
一般の事業	1,000分の15.5	1,000分の3.5	1,000分の9.5	1,000分の6
農林水産・清酒製造の事業	1,000分の17.5	1,000分の3.5	1,000分の10.5	1,000分の7
建設の事業	1,000分の18.5	1,000分の4.5	1,000分の11.5	1,000分の7

※基本テキスト P492 の表は、令和6年度については上のようになります。

【健康保険法】

1 任意継続被保険者の標準報酬月額

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、協会管掌健康保険においては、引き続き「30万円」とされた。

2 保険料率

協会管掌健康保険について、令和6年3月からの一般保険料率、介護保険料率が決定された。一般保険料率のうち特定保険料率は1,000分の34.2と、介護保険料率は1,000分の16.0とされた。

【国民年金法】

1 年金額の改定

年金額の改定に用いる「改定率」は、令和6年度は1.045又は1.042とされた。この結果、令和6年度の年金額、子の加算額等は次のとおりとなった。

	昭和31年4月2日以後生	昭和31年4月1日以前生
老齢基礎年金（満額）	780,900円×1.045≒816,000円	780,900円×1.042≒813,700円
1級の障害基礎年金	816,000円×1.25=1,020,000円	813,700円×1.25=1,017,125円
2級の障害基礎年金	816,000円	813,700円
障害基礎年金の子の加算（2人目まで）	224,700円×1.045≒234,800円*	
障害基礎年金の子の加算（3人目以降）	74,900円×1.045≒78,300円**	
遺族基礎年金	816,000円	813,700円
遺族基礎年金の子の加算①	234,800円	
遺族基礎年金の子の加算②	78,300円	
障害厚生年金の最低保障額（2級の障害基礎年金の額×3/4）	816,000円×3/4=612,000円	813,700円×3/4≒610,300円
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算	816,000円×3/4=612,000円	該当者なし

* 老齢厚生年金及び障害厚生年金の配偶者加給年金額、老齢厚生年金の子の加給年金額（2人目まで）も同じ。

** 老齢厚生年金の子の加給年金額（3人目以降）も同じ。

[昭和31年4月2日以後生まれの者について]

改定率及び年金額は、次のように決定された。

令和6年度の参考指標。

- ・物価変動率 3.2%
- ・名目手取り賃金変動率 3.1%
- ・マクロ経済スライドによる調整 ▲0.4%

物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められている。このため、令和6年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（3.1%）を用いて改定する。また、令和6年度のマクロ経済スライドによる調整（▲0.4%）が行

われる。

そうすると $3.1\% - 0.4\% = 2.7\%$ (1.027) となる。令和5年度の改定率は1.018であったため、 $1.018 \times 1.027 = 1.045$ が令和6年度の改定率となる。

$780,900 \text{ 円} \times 1.045 = 816,040 \text{ 円}$ を端数処理すると、816,000 円 (50 円未満を切り捨て)。これに基づき、厚生労働省は「前年度から 2.7% の引上げ」と発表した。

なお、子の加算額は、2 人目までは $224,700 \text{ 円} \times 1.045 = 234,811 \text{ 円}$ → 50 円未満を切り捨てて 234,800 円 (配偶者加給年金額もこの額)。3 人目以降は、 $74,900 \text{ 円} \times 1.045 = 78,270 \text{ 円}$ → 50 円以上 100 円未満を 100 円に切り上げて 78,300 円。

[昭和31年4月1日以前生まれの者について]

改定率及び年金額は、次のように決定された。

令和5年度の改定率は1.015であった。このため、 $1.015 \times 1.027 = 1.042$ が令和6年度の改定率となる。

$780,900 \text{ 円} \times 1.042 = 813,697.8 \text{ 円}$ を端数処理すると、50 円以上 100 円未満を 100 円に切り上げて 813,700 円となる。

2 国民年金の保険料額

令和7年度の国民年金保険料の月額、保険料改定率が「1.030」となり、次のように決定された。

$17,000 \text{ 円} \times 1.030 = 17,510 \text{ 円}$

3 国民年金の脱退一時金の額

基準月が令和6年度に属する場合の支給額は次のとおりとされた。

対象月数	支給額
6 月以上 12 月未満	50,940 円
12 月以上 18 月未満	101,880 円
18 月以上 24 月未満	152,820 円
24 月以上 30 月未満	203,760 円
30 月以上 36 月未満	254,700 円
36 月以上 42 月未満	305,640 円
42 月以上 48 月未満	356,580 円
48 月以上 54 月未満	407,520 円
54 月以上 60 月未満	458,460 円
60 月以上	509,400 円

【厚生年金保険法】

1 再評価率の改定

再評価率は、基本的には、国民年金の改定率 (令和6年度は 1.045 又は 1.042) と同じ仕組みで改定される。また、加給年金額等に用いる「改定率」も、国民年金の改定率と同率である。

2 在職老齢年金

令和6年度の在職老齢年金の計算に用いる支給停止調整額は、50 万円とされた。

【社会保険に関する一般常識】

1 国民健康保険料

国民健康保険料のうち後期高齢者支援金分を 2 万円引き上げることとされた。

2 後期高齢者負担率、保険料の上限

令和6年度及び令和7年度における後期高齢者負担率は 100 分の 12.67 とされた。また、

後期高齢者医療の保険料賦課額の上限が 80 万円に引き上げられた。

3 介護保険料（令和 6 年 4 月 1 日施行）

介護保険第 1 号被保険者の保険料について、9 段階とされていたものが令和 6 年度より 13 段階に改正された。

4 社会保障協定

イタリアとの社会保障協定、令和 6 年 4 月 1 日に発効となった。

〇●〇 書籍の追補 〇●〇

【ごうかく社労士基本テキスト】

第 1 編 労働基準法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P122 最後の行	磁気テープ、磁気ディスク等	使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイル

第 2 編 労働安全衛生法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P152 欄外ポ*2 のハ	磁気テープ、磁気ディスク その他これらに準ずる物	使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイル

第 3 編 労働者災害補償保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P248 介護補償給付の支給額の表	172,550 円	177,950 円
	86,280 円	88,980 円
	77,890 円	81,290 円
	38,900 円	40,600 円

第 4 編 雇用保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P387〔4〕②イの 2 行目	1 箇月前までに	<u>14 日前</u> までに
P388 5 行目	1 箇月前までに	<u>14 日前</u> までに
P390〔3〕①の 3 行目	1 箇月前（提出期限日）までに	<u>14 日前</u> までに
P413 の表、「雇用安定事業」の右の欄 2 行目	労働移動支援助成金	<u>早期再就職支援等</u> 助成金
P413 の表、「雇用安定事業」の右の欄 6 行目	中途採用等支援助成金	削除

第 5 編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P420 表の上	令和 5 年度の雇用保険率	令和 <u>6</u> 年度の雇用保険率

P444 1行目	令和5年度の雇用保険率	令和 <u>6</u> 年度の雇用保険率
P492 表の上	令和5年度の雇用保険率	令和 <u>6</u> 年度の雇用保険率

第6編 健康保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P508 欄外 ^ポ *1 1行目	令4年	令 <u>5</u> 年
P530 欄外 ^ポ *2 11行目	1条の2	1条の <u>3</u>
P530 欄外 ^ポ *2 下から2行目	1条の2	1条の <u>3</u>
P577 欄外 ^参 *4 2行目	10.51%	<u>10.42%</u>
P577 欄外 ^参 *4 3行目	9.33%	<u>9.35%</u>
P578 欄外 ^参 *4 3行目	5年3月	<u>6</u> 年3月
P578 欄外 ^参 *4 4行目	35.7	<u>34.2</u>
P579 欄外 ^ポ *6 3行目	5年3月	<u>6</u> 年3月
P579 欄外 ^ポ *6 4行目	1,000分の18.2	1,000分の <u>16.0</u>
P586 欄外 ^ポ *3 5行目	令和5年中	令和 <u>6</u> 年中

第7編 国民年金法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P626 [1]の囲みの中	令和5年度：1.018又は1.015	令和 <u>6</u> 年度： <u>1.045</u> 又は <u>1.042</u>
P626 欄外 ^ポ *1 1～2行目	令和5年度に67歳以下の者（	削除
P626 欄外 ^ポ *1 4～5行目	まれ）は1.018を、68歳以上の者（	<u>まれの者は1.045を、</u>
P626 欄外 ^ポ *1 最後の2行	れ）は1.015を用いる。	れの者は1.042を用いる。
P630 ②イの3行目	[0.0%]	[<u>▲0.1%</u>]
P630 ②ロの3行目	[0.0%]	[<u>▲0.1%</u>]
P631 1～10行目を次のように差し替える	^参 【令和6年度の改定率】 令和6年度の年金額の改定は、年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率が3.1%、物価変動率が3.2%となり、名目手取り賃金変動率を用いることとされた。また、マクロ	

	経済スライドによる調整（▲0.4%）が行われた。この結果、昭和31年4月2日以後生まれの者の改定率は前年度の1.018に $3.1\% - 0.4\% = 2.7\%$ （1.027）を乗じて1.045とされた。昭和31年4月1日以前生まれの者の改定率は、前年度の1.015に1.027を乗じて1.042とされた。	
P633 12行目	令和5年度：1.018 又は 1.015	令和 <u>6</u> 年度： <u>1.045</u> 又は <u>1.042</u>
P645 [1] の上の囲み	令和5年度：1.018 又は 1.015	令和 <u>6</u> 年度： <u>1.045</u> 又は <u>1.042</u>
P645 [1] ②の表 3か所	1.018	<u>1.045</u>
P654 [1] ①の表、3か所	1.018	<u>1.045</u>
P654 欄外 ^ホ *6 1～2行目	令和5年度において67歳以下（	削除
P654 欄外 ^ホ *6 4行目	生まれ）の者は1.018	生まれの者は <u>1.045</u>
P654 欄外 ^ホ *6 5行目	68歳以上（	削除
P654 欄外 ^ホ *6 最後の2行	以前生まれ）の者は1.015。	以前生まれの者は <u>1.042</u> 。
P655 [1] ②の表、2か所	1.018	<u>1.045</u>
P667 1行目	令和5年4月以降	令和 <u>6</u> 年4月以降
P667 脱退一時金の支給額	49,560円	<u>50,940円</u>
	99,120円	<u>101,880円</u>
	148,680円	<u>152,820円</u>
	198,240円	<u>203,760円</u>
	247,800円	<u>254,700円</u>
	297,360円	<u>305,640円</u>
	346,920円	<u>356,580円</u>
	396,480円	<u>407,520円</u>
	446,040円	<u>458,460円</u>
	495,600円	<u>509,400円</u>
P676 [2] 保険料の額に補足する	令和7年度の保険料 17,000円×保険料改定率（1.030）=17,510円	
P684 [5] ②の表の上	令和5年度分、2年前納は 令和5・6年度分	令和 <u>6</u> 年度分、2年前納は 令和 <u>6</u> ・ <u>7</u> 年度分
P684 [5] ②の表	194,720円（3,520円）	200,140円（3,620円）
	194,090円（4,150円）	199,490円（4,270円）
	387,170円（14,830円）	398,590円（15,290円）
	385,900円（16,100円）	397,290円（16,590円）
P687 欄外 ^参 *7 下から2行目	令和5年中	令和 <u>6</u> 年中

第8編 厚生年金保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P730 欄外 ^過 *1 2～3行目	令和5年度の額は67歳以下 (令和6年度の額は
P730 欄外 ^過 *1 4～7行目	生まれ)の者は795,000円 ×125/100=993,750円	生まれの者は <u>816,000</u> 円× 125/100= <u>1,020,000</u> 円
P730 欄外 ^過 *1 7行目	68歳以上(昭和	昭和
P730 欄外 ^過 *1 最後の3行	まれ)の者は792,600円× 125/100=990,750円	まれの者は <u>813,700</u> 円× 125/100= <u>1,017,125</u> 円
P738 6行目	(令和4年度は0.996)	(令和 <u>6</u> 年度は <u>1.045</u> 又は <u>1.042</u>)
P740 下から2行目	令和5年度	令和 <u>6</u> 年度
P740 下から2行目	「1.022」又は「1.019」	「 <u>1.027</u> 」
P740 欄外 ^ホ *4	新規裁定者は、0.996× 1.022≒1.018。既裁定者は、 0.996×1.019≒1.015。	昭和31年4月2日以後生ま れの者は、 <u>1.018</u> × <u>1.027</u> ≒ <u>1.045</u> 。昭和31年4月1日 以前生まれの者は、 <u>1.015</u> × <u>1.027</u> ≒ <u>1.042</u> 。
P742 欄外 ^参 *1	令和5年度の 1.022」又は・・・1.019」。	令和 <u>6</u> 年度の <u>1.027</u> 」。
P742 欄外 ^ホ *2 1行目	令和5年度	令和 <u>6</u> 年度
P742 欄外 ^ホ *2 5行目	1.016	<u>1.043</u>
P742 欄外 ^ホ *2 最後の行	1.014	<u>1.041</u>
P745④イの表、3か所	1.018	<u>1.045</u>
P751 9行目	48万円	<u>50</u> 万円
P751 12行目	48万円	<u>50</u> 万円
P751 支給停止額の計算の 囲みの中1行目	48万円	<u>50</u> 万円
P751 支給停止額の計算の 囲みの中3行目	48万円	<u>50</u> 万円
P751 支給停止額の計算の 囲みの中6行目	48万円	<u>50</u> 万円
P761 1行目	48万円	<u>50</u> 万円
P761 支給停止額の計算の 囲みの中1行目	48万円	<u>50</u> 万円
P761 支給停止額の計算の 囲みの中3行目	48万円	<u>50</u> 万円
P761 支給停止額の計算の 囲みの中6行目	48万円	<u>50</u> 万円

P761 欄外 過*5 8行目	月額 50,000	月額 <u>40,000</u>
P761 欄外 過*5 下から 2行目	480,000	<u>500,000</u>
P761 欄外 過*5 最後の 行	50,000 円	<u>40,000 円</u>
P761 欄外 過*7 下から 2行目	480,000	<u>500,000</u>
P761 欄外 過*7 最後の 行	15,000 円	<u>5,000 円</u>
P781 欄外 参*6 1行目	令和5年度の	令和6年度の
P781 欄外 参*6 3行目	795,000 円	<u>816,000 円</u>
P781 欄外 参*6 4～7行 目	596,250 円・・・である。	<u>612,000 円。</u>
P813 欄外 参*3 下から2 行目	令和5年中	令和 <u>6</u> 年中

第9編 労務管理その他の労働に関する一般常識

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P880 欄外 用*1 7行目	4年は1.28倍	<u>5</u> 年は <u>1.31</u> 倍

第10編 社会保険に関する一般常識

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P888 欄外 示*2 ②	22万円	<u>24</u> 万円
P899 制度趣旨の図	11.72%	<u>12.67%</u>
	38.28%	<u>37.33%</u>
P899 [9] ①の表	負担対象額	負担対象総額
P899 欄外 過*4 8行目	対象額の見込額の	対象総額の見込額の
P899 表の下1行目	負担対象額	負担対象総額
P899 欄外 過*5 下から 2行目	負担対象額	負担対象総額
P899 欄外 示*6 4行目	11.72%	<u>12.67%</u>
P899 欄外 示*6 5行目	38.28%	<u>37.33%</u>

P899 欄外 ^ホ *6 最後の行	11.72%=88.28%	12.67%=87.33%
P899 下から7行目	得た額の合計額	得た額等の合計額
P899 下から6行目	納付対象額	納付対象総額
P899 下から2行目	令和4年度及び令和5年度	令和6年度及び令和7年度
P899 最後の行	100分の11.72	100分の12.67
P900 9行目	66万円である	80万円である
P900 下から7行目	私人に委託	収入の確保及び被保険者の 便益の増進に寄与すると認 める場合に限り、委託
P921 下から3行目	令和3年度から令和5年度	令和6年度から令和8年度
P922 下から9行目	標準9段階	標準13段階
P936 医療保険沿革のまとめ 昭和59年	退職者医療制度創設	退職者医療制度創設（令和 5年度まで）
P937 欄外 ^ホ に補足する	イタリアとの社会保障協定が令和6年4月1日に発効と なった。	

【ごうかく社労士基本問題集】

第1編 労働基準法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P78 B肢2～3行目	磁気テープ、磁気ディスク その他これらに準ずる物	使用者の使用に係る電子計 算機に備えられたファイル 又は電磁的記録媒体をもつ て調製するファイル

第4編 雇用保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P319 A 解説3行目	1箇月前までに	14日前までに
P320 A の2行目	1か月前までに	14日前までに
P321 A 解説の図解	1か月前	14日前

第5編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P425 E 解説■	令和5年度の	令和6年度の

第6編 健康保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P560 2の問題文3～5行 目	「令和5年」を、3か所とも「令和6年」とする。	
P561 欄外 延滞金の割合 について 下から5行目	令和5年	令和6年

第7編 国民年金法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P581 の解説に補足する	なお、令和6年度の満額の老齢基礎年金の額は、昭和31	

	<p>年4月1日以前生まれの者については、$780,900円 \times 1.042 = 813,697円 \rightarrow 50円$以上100円未満を100円に切り上げて813,700円である。これを問題の事例に当てはめると、次のようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎年金の額 $813,700円 \times 420月 / 480月 = 711,987.5円 \rightarrow 711,988円$ ・付加年金の額 $200円 \times 36月 = 7,200円$ ・合計額 $711,988円 + 7,200円 = 719,188円$
P593 A解説に補足する	なお、令和6年度の満額の老齢基礎年金の額は、昭和31年4月2日以後生まれの者は816,000円である。
P593 B解説に補足する	なお、令和6年度の額は、昭和31年4月2日以後生まれの者は $816,000円 \times 1.25 = 1,020,000$ である。
P593 C解説に補足する	なお、受給権者が4人の子のみである場合の遺族基礎年金の額は、令和6年度は、次のとおりである。816,000円 + 234,800円 + 78,300円 + 78,300円
P593 E解説に補足する	なお、50か月保険料を納付した場合の、令和6年度の脱退一時金の額は、16,980円に2分の1を乗じて得た額に48を乗じて得た額となる。

第8編 厚生年金保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P731 E解説に補足する	令和6年度は50万円である。	
P764 Dの1行目	令和5年4月	令和 <u>6</u> 年4月
P764 Dの4行目	50,000円	<u>40,000</u> 円
P765 D解説2行目	令和5年度の	令和 <u>6</u> 年度の
P765 D解説2行目	48	<u>50</u>
P765 D解説の最後の行	-480,000円	- <u>500,000</u> 円
P765 D解説の最後の行	50,000円	<u>40,000</u> 円
P817 エ解説2行目	令和5年度は48万円	令和 <u>6</u> 年度は <u>50</u> 万円

第10編 社会保険に関する一般常識

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P979 A解説 <u>ホ</u> のロ	22万円	<u>24</u> 万円

【ごうかく社労士まる覚えサブノート】

第3章 労働者災害補償保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P112～113 介護補償給付の額の表	172,550円	177,950円
	86,280円	88,980円
	77,890円	81,290円
	38,900円	40,600円

第4章 雇用保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P192 の表「専門実践」の欄 3行目	1箇月前までに	<u>14</u> 日前までに
P203 の表、雇用安定事業の 右の欄の2行目	労働移動支援助成金	<u>早期再就職支援等</u> 助成金
P203 の表、雇用安定事業の 右の欄の6行目	中途採用等支援助成金	削除

第5章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P220 雇用保険率の表、下 から2行目	令和5年4月1日から	令和 <u>6</u> 年4月1日から

第6章 健康保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P297 ①の3行目	令和5年3月以降	令和 <u>6</u> 年3月以降
P297 ①の4行目	105.1	<u>104.2</u>
P297 ①の4行目	93.3	<u>93.5</u>
P298 下から4行目	令和5年3月から	令和 <u>6</u> 年3月から
P298 下から4行目	1,000分の35.7	1,000分の <u>34.2</u>
P298 最後の行	令和5年3月から1,000分 の18.2	令和 <u>6</u> 年3月から1,000分 の <u>16.0</u>

第7章 国民年金法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P327 2行目	令和5年度	令和 <u>6</u> 年度
P327 3行目	新規裁定者・・・1.015	<u>昭和31年4月2日以後生まれの者は1.045、昭和31年4月1日以前生まれの者は1.042</u>
P353 1つ目の□	令和5年度の支給額は 49,560円～495,600円。	令和 <u>6</u> 年度の支給額は 50,940円～509,400円。
P357 2つ目の□に補足する。	なお令和7年度の保険料改定率は1.030（令和7年度の実際の保険料額は17,510円）。	

第8章 厚生年金保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P397 従前額改定率	令和5年度	令和 <u>6</u> 年度
	1.016	<u>1.043</u>
	1.014	<u>1.041</u>
P402 15行目	48万円	<u>50</u> 万円
P402 17行目	48万円	<u>50</u> 万円
P402 下から10行目	48万円	<u>50</u> 万円

P402 下から9行目	48万円	50万円
P402 下から5行目	48万円	50万円
P409 下から8行目	令和5年度 48万円	令和6年度 50万円
P409 下から5行目	48万円	50万円
P409 下から3行目	48万円	50万円
P409 最後の行	48万円	50万円
P438 POINT 3行目	22か国	23か国
P438 POINT 下から2行目	スウェーデン。	スウェーデン、 <u>イタリア</u> 。

第10章 社会保険に関する一般常識

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P505 最後の2行	4年度及び令和5年度は、100分の11.72	6年度及び令和7年度は、100分の <u>12.67</u>

【ごうかく社労士まる覚え一問一答】

第5章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P233 [A30]に補足する	なお、令和6年度の労災保険率も1,000分の3である。	
P235 [A36]に補足する	なお、令和6年度の雇用保険率は令和5年度と同じである。	

第7章 国民年金法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P331 [A38に補足する]	<p>なお、令和6年度は次のとおり。</p> <p>〔昭和31年4月2日以後生まれの者〕</p> <p>満額の老齢基礎年金の額は、780,900円×1.045≒816,000円。2級の障害基礎年金の額、遺族基礎年金の基本的な額も816,000円。</p> <p>〔昭和31年4月1日以前生まれの者〕</p> <p>満額の老齢基礎年金の額は、780,900円×1.042≒813,700円。2級の障害基礎年金の額、遺族基礎年金の基本的な額も813,700円。</p>	

第8章 厚生年金保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P397[A61]に補足する	<p>なお、令和6年度の支給停止調整額は50万円とされた。このため、この事例を令和6年度として考えると次のようになる。</p> <p>(46万円+10万円-50万円)×1/2=3万円</p> <p>支給停止月額が3万円となる。</p>	
P397【ポイント】	「48万円」を4か所とも「50万円」とする。また、最後の行の「令和5年度」を「令和6年度」とする。	

労働経済（令和6年度受験用）

労働経済に関する対策を、「白書対策」と呼ぶこともあります。最新の結果が公表されているものについて、その内容を、過去に出題されたポイントを中心にをご紹介します。試験の直前対策にお役立てください。なお、調査結果は訂正されることがあります。

〔1〕令和5年 就労条件総合調査（厚生労働省、令和5年10月31日公表）

主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施されている。

①所定労働時間

週所定労働時間は、1企業平均39時間20分となっており、これを産業別にみると、「金融業、保険業」が38時間02分で最も短く、「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」が39時間35分で最も長くなっている。

②週休制

	採用企業割合	適用労働者割合
何らかの週休2日制	85.4%	86.2%
完全週休2日制	53.3%	61.2%

「完全週休2日制」を採用している企業割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が68.1%、「300～999人」が60.0%、「100～299人」が52.2%、「30～99人」が52.5%となっている。

ポイント 完全週休2日制の採用割合が最も高い企業規模を押さえておこう。

③年間休日総数

1企業平均	110.7日
企業規模別	「1,000人以上」が116.3日、「300～999人」115.7日、「100～299人」が111.6日、「30～99人」が109.8日となっている。
	ポイント 企業規模が大きい方が休日が多い、と覚えておこう。

④年次有給休暇

1人平均付与日数	17.6日
そのうち労働者が取得した日数	10.9日
取得率	62.1%
企業規模別の取得率	「1,000人以上」が65.6%、「300～999人」が61.8%、「100～299人」が62.1%、「30～99人」が57.1%
	ポイント いずれの企業規模においても5割以上の取得率となった。
計画的付与制度がある企業割合	43.9%となっており、「5～6日」が最も多い。

⑤変形労働時間制

	採用企業割合	適用を受ける労働者割合
全体	59.3%	51.7%
1年単位の変形労働時間制	31.5%	18.7%
1か月単位の変形労働時間制	24.0%	22.0%
フレックスタイム制	6.8%	10.6%

変形労働時間制の採用割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が77.3%、「300～999人」が68.6%、「100～299人」が67.9%、「30～99人」が55.3%となっている。

ポイント 企業規模が大きい方が変形労働時間制の採用割合が高い。フレックスタイム制の採用割合が少ないことは押さえておこう。

⑥みなし労働時間制

	採用企業割合	適用を受ける労働者割合
全体	14.3%	8.9%
事業場外労働	12.4%	7.6%
専門業務型裁量労働制	2.1%	1.1%
企画業務型裁量労働制	0.4%	0.2%

みなし労働時間制の採用割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が26.5%、「300～999人」が16.3%、「100～299人」が14.4%、「30～99人」が13.7%となっている。

ポイント 全体的に採用割合が少ないこと、企画業務型裁量労働制の採用割合が最も少ないことを押さえておこう。

⑦勤務間インターバル制度

勤務間インターバル制度の導入割合	「導入している」が6.0% 「導入を予定又は検討している」が11.8% 「導入予定はなく、検討もしていない」が81.5%
------------------	--

導入予定はなく、検討もしていない理由は、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が51.9%と最も多く、次いで、「当該制度を知らなかったため」の全企業に対する企業割合が19.2%となっている。

⑧時間外労働

時間外労働の割増賃金率	「一律に定めている」企業割合は86.4% そのうち時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は94.3%、「26%以上」とする企業割合は4.6%
時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合（規模別）	「1,000人以上」が19.2% 「300～999人」が12.5% 「100～299人」が6.5% 「30～99人」が2.9%

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は33.4%となっている。

⑨退職給付（一時金・年金）制度

退職給付制度がある企業割合	74.9% 企業規模別にみると、「1,000人以上」が90.1%、「300～999人」が88.8%、「100～299人」が84.7%、「30～99人」が70.1%となっている。
制度の形態	「退職一時金制度のみ」が69.0%、「退職年金制度のみ」が9.6%、「両制度併用」が21.4%となっている。

退職一時金の支払準備形態	「社内準備」が 56.5%、「中小企業退職金共済制度」が 42.0%、「特定退職金共済制度」が 9.9%となっている。
退職年金の支払準備形態	「厚生年金基金（上乘せ給付）」が 19.3%、「確定給付企業年金（CBP を含む）」が 44.3%、「確定拠出年金（企業型）」が 50.3%となっている。

ポイント 企業規模が大きい方が、退縮給付制度がある企業割合が多い。

〔2〕令和5年 毎月勤労統計調査（厚生労働省、令和6年2月27日）

雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とした調査である。

前年と比較し、

- ① 現金給与総額は 329,778 円(1.2%増)となった。うち一般労働者が 436,806 円(1.8%増)、パートタイム労働者が 104,567 円(2.4%増)となり、パートタイム労働者比率が 32.24%(0.64ポイント上昇)となった。
- ② 一般労働者の所定内給与は 323,807 円(1.6%増)、パートタイム労働者の時間当たり給与は 1,279 円(3.0%増)となった。
- ③ 就業形態計の所定外労働時間は 10.0 時間(0.9%減)となった。
- ④ 就業形態計の常用雇用は 1.9%増となった

ポイント 増加したのか減少したのか、を覚えておこう。

〔3〕令和5年 上半期雇用動向調査（厚生労働省、令和5年12月21日公表）

主要産業における入職・離職及び未充足求人の状況並びに入職者・離職者に係る個人別の属性及び入職・離職に関する事情を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。

- ① 前年同期と比べると、入職者数は一般労働者で減少、パートタイム労働者では増加し、離職者数は一般労働者の「雇用期間の定めあり」以外の区分で増加した。
- ② 性別にみると、男性は入職者数、離職者数ともに一般労働者が減少し、パートタイム労働者が増加、女性の入職者数は一般労働者が減少、パートタイム労働者が増加、離職者数は一般労働者、パートタイム労働者とも「雇用期間の定めなし」が増加した。
- ③ 令和5年6月末日現在の未充足求人数を産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」が 336.0 千人で最も多く、次いで「卸売業、小売業」が 255.2 千人となっている。

〔4〕令和5年 労働組合基礎調査（厚生労働省、令和5年12月20日公表）

労働組合、労働組合員の産業、企業規模及び加盟上部組合別の分布等、労働組合組織の実態を明らかにすることを目的に、我が国におけるすべての労働組合を対象として、昭和22年以降、毎年実施している一般統計調査である。

推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）	16.3%（前年 16.5%）
女性雇用者数に占める女性の労働組合員数の割合	12.4%（前年 12.5%）
パートタイム労働者の推定組織率	8.4%（前年 8.5%）

労働組合員数を産業別にみると、「製造業」が 262 万 4 千人(全体の 26.6%)と最も多く、次いで、「卸売業、小売業」が 154 万人(同 15.6%)、「建設業」が 84 万 5 千人(同 8.6%)

などとなっている。

ポイント 推定組織率は17%前後が続いている。令和3年からは3年連続で16%台である。

〔5〕令和5年 賃金構造基本統計調査（厚生労働省、令和6年3月27日公表）

統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

①一般労働者の賃金

男女間賃金格差（男＝100）は、74.8となっている。

ポイント この数字は必ず覚えておこう。

②男女別の賃金カーブ

男性では、年齢階級が高いほど賃金も高く、55～59歳で賃金がピークとなり、その後下降している。

女性では、50～54歳がピークとなっているが、男性に比べ賃金の上昇が緩やかとなっている。

ポイント 賃金がピークとなる年齢を覚えておこう。

③学歴別にみた賃金

男女計	高校 281.9 千円 専門学校 300.2 千円 高専・短大 297.4 千円 大学 369.4 千円 大学院 476.7 千円
男性	高校 306.1 千円 大学 399.9 千円
女性	高校 230.5 千円 大学 299.2 千円

④企業規模別にみた賃金

男女計	大企業 346.0 千円 中企業 311.4 千円 小企業 294.0 千円
男性	大企業 386.7 千円 中企業 341.6 千円 小企業 319.8 千円
女性	大企業 274.6 千円 中企業 262.5 千円 小企業 248.4 千円

⑤産業別にみた賃金

産業別に賃金をみると、男女計では、「電気・ガス・熱供給・水道業」（410.2 千円）が最も高く、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」（396.6 千円）となっており、「宿泊業、飲食サービス業」（259.5 千円）が最も低くなっている。

ポイント 「最も高い」産業、「最も低い」産業を覚えておこう。

⑥雇用形態間賃金格差（正社員・正職員＝100）

男女計 67.4、男性 70.1、女性 72.2 となっている。

男女計で見ると賃金格差が最も大きいのは、企業規模別では大企業（60.8）で、産業別では「卸売業，小売業」（61.5）となっている。

⑦外国人労働者の賃金

外国人労働者の賃金は 232.6 千円で、在留資格区分別にみると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）296.7 千円、特定技能 198.0 千円、身分に基づくもの 264.8 千円、技能実習 181.7 千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）231.3 千円となっている。

⑧新規学卒者の学歴別にみた賃金

新規学卒者の賃金を学歴別にみると、男女計で高校 186.8 千円、専門学校 214.5 千円、高専・短大 214.6 千円、大学 237.3 千円、大学院 276.0 千円となっている。

⑨短時間労働者 男女別の 1 時間当たり賃金

年齢階級別にみると、1 時間当たり賃金が最も高い年齢階級は、男性では 40～44 歳で 2,506 円、女性では、30～34 歳で 1,488 円となっている。

⑩短時間労働者 企業規模別の 1 時間当たり賃金

男性では、大企業 1,516 円、中企業 1,920 円、小企業 1,677 円、女性では、大企業 1,287 円、中企業 1,381 円、小企業 1,291 円となっている。

ポイント 1 時間当たり賃金は、いずれも中企業が最も高い。

⑪短時間労働者 産業別の 1 時間当たり賃金

男性では、「医療，福祉」（3,981 円）が、女性では「教育，学習支援業」（2,189 円）が最も高くなっている。

〔6〕令和 5 年 賃金引上げ等の実態に関する調査（厚生労働省、令和 5 年 11 月 28 日公表）

民間企業（労働組合のない企業を含む）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。

1 人平均賃金を引き上げた・引き上げる企業割合	89.1%（増加）	
1 人平均賃金を引き下げた・引き下げる企業割合	0.2%（減少）	
賃金の改定を実施しない企業割合	5.4%（減少）	
賃金カットを実施又は予定している企業割合	6.3%（減少）	
賃金の改定の決定に 当たり最も重視した 要素	①企業の業績	36.0%（減少）
	②労働力の確保・定着	16.1%（増加）
	③雇用の維持	11.6%（増加）
令和 5 年夏の賞与	「支給した又は支給する」企業 86.0%（減少） 「支給するが額は未定」の企業 4.9%（増加） 「支給しない」企業 6.9%（減少）	
令和 5 年夏の賞与を支給しない企業	産業別では「生活関連サービス業，娯楽業」が 17.2%と最も高くなっている。	

ポイント 賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素を企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっている。

〔7〕令和5年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況（厚生労働省、令和5年8月4日公表）

現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は3.60%で、前年（2.20%）に比べ1.40ポイントの増。

ポイント賃上げ率は2%前後が続いていたが、平成6年以来の3%台となった。

〔8〕令和5年 障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省、令和5年12月22日公表）

実雇用率は、12年連続で過去最高の2.33%（前年2.25%）、法定雇用率達成企業の割合は50.1%（同48.3%）であった。全ての規模の区分で前年より増加した。

企業規模	法定雇用率達成企業の割合
43.5～100人未満	47.2%
100～300人未満	53.3%
300～500人未満	46.9%
500～1,000人未満	52.4%
1,000人以上	67.5%

ポイント法定雇用率達成企業の割合（50.1%）は、必ず覚えておこう。

〔9〕令和5年 高齢者の雇用状況等集計結果（厚生労働省、令和5年12月22日公表）

- ① 雇用確保措置を実施済の企業では、定年制度（定年制の廃止、定年の引上げ）により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。
- ② 定年を65歳とする企業は、報告した全ての企業に占める割合が23.5%となっている。
- ③ 66歳以上まで働ける制度のある企業は、報告した全ての企業に占める割合が43.3%となっている。
- ④ 70歳以上まで働ける制度のある企業は、報告した全ての企業に占める割合が41.6%となっている。

〔10〕令和5（2023）年 労働力調査（総務省、令和6年1月30日公表）

労働力調査は、統計法に基づく基幹統計『労働力統計』を作成するための統計調査であり、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としている。

①労働力人口

定義	15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口
2023年平均	6925万人と、前年に比べ23万人の増加（2年ぶりの増加）

②労働力人口比率

定義	15歳以上人口に占める労働力人口の割合
2023年平均	62.9%と、前年に比べ0.4ポイントの上昇（3年連続の上昇）

③就業率

定義	15 歳以上人口に占める就業者の割合
2023 年平均	61.2%と、前年に比べ 0.3 ポイントの上昇（3 年連続の上昇）
男女別	男性は 69.5%と 0.1 ポイントの上昇、女性は 53.6%と 0.6 ポイントの上昇

ポイント①～③について、「労働力人口」「労働力人口比率」「就業率」といった用語は、選択式対策の必須事項である。しっかり覚えておこう。

④雇用者

就業者を従業上の地位別にみると、雇用者数は 2023 年平均で 6076 万人と、35 万人の増加となった。就業者に占める雇用者の割合は 90.1%と 0.2 ポイントの上昇となった。

⑤正規の職員・従業員数

2023 年平均で 3615 万人と、前年に比べ 18 万人の増加（9 年連続の増加）となった。

⑥非正規の職員・従業員数

2023 年平均	2124 万人と 23 万人の増加（2 年連続の増加）
男女別	男性は 683 万人（14 万人の増加）、女性は 1441 万人（9 万人の増加）
年齢階級別	15～64 歳は 1707 万人（10 万人の増加）、65 歳以上は 417 万人（12 万人の増加）

ポイント人数を暗記するのは難しいが、「増加」「減少」といった傾向は押さえておこう。

⑦非正規の職員・従業員の割合

役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は 37.0%と 0.1 ポイントの上昇となった。

ポイント非正規の職員・従業員の割合は約 4 割である。

⑧有期の契約

役員を除く雇用者を雇用契約期間別にみると、無期の契約は 2023 年平均で 3784 万人と、13 万人の増加、有期の契約は 1443 万人と 14 万人の増加となった。

男性・無期の契約	2195 万人と 8 万人の減少
男性・有期の契約	615 万人と 12 万人の増加
女性・無期の契約	1589 万人と 22 万人の増加
女性・有期の契約	827 万人と前年と同数

⑨産業別の就業者

宿泊業、飲食サービス業	2023 年平均で 398 万人（前年に比べ 17 万人の増加）
製造業	2023 年平均で 1055 万人（前年に比べ 11 万人の増加）
情報通信業	2023 年平均で 278 万人（前年に比べ 6 万人の増加）

⑩週間就業時間

休業者を除く雇用者について、総数に占める週間就業時間別の割合をみると、週 30～34 時間の区分は 2023 年平均で 8.6%と、1.2 ポイントの低下となった。一方、週 35～42 時間の区分は 38.3%と 1.5 ポイントの上昇となった。

⑪休業者数

就業者のうち休業者数は、2023 年平均で 189 万人と、前年に比べ 24 万人の減少（2 年ぶりの減少）となった。

⑫完全失業者数

2023 年平均で 178 万人と、前年に比べ 1 万人の減少（2 年連続の減少）となった。

⑬完全失業率

完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合）は、2023年平均で2.6%と、前年と同率となった。

ポイント完全失業率は、用語の定義、数値とも過去に選択式で出題されている。労働力調査の中でも最重要項目である。

⑭求職理由別の完全失業者

「非自発的な離職」の2023年平均は43万人（前年に比べ3万人の減少）

〔内訳〕「勤め先や事業の都合」により前職を離職した者は25万人（4万人の減少）

「定年又は雇用契約の満了」により前職を離職した者は18万人（前年と同数）

⑮非労働力人口

2023年平均で4084万人と、前年に比べ44万人の減少となった（3年連続の減少）。このうち65歳以上は7万人の減少となった。

⑯若年無業者

定義	15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者
----	------------------------------

2023年平均	59万人（前年に比べ2万人の増加）
---------	-------------------

⑰35～44歳無業者数

2023年平均で37万人と、1万人の増加となった。

ポイント⑯⑰は、人数も覚えておこう。

〔11〕令和4年 雇用均等基本調査（厚生労働省、令和5年7月31日公表）

育児休業者割合は、女性は80.2%（前年85.1%）と、男性は17.13%（前年13.97%）となった。